

森の寺子屋開催実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、児童、生徒をはじめ広く一般県民を対象とした森の寺子屋（以下、「寺子屋」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請者）

第2条 寺子屋開催の申請者は、学校、自治会、市町村、県または、以下の条件を満す団体とする。

- （1）開催の趣旨が、参加者の森づくりに対する意識の高揚に繋がること。
- （2）開催時に、概ね10名程度の参加が見込めること。
- （3）開催場所を確保できること。

（開催内容）

第3条 寺子屋で対象とする開催内容は、次によるものとする。

- （1）出前講座
森林の役割など、森林・林業に関する基礎的知識を培うことを目的とした講義。
- （2）森林教室
森林・林業に関わる簡易な体験学習。
（例：シイタケ植菌、木工教室、クラフト教室、樹木観察など）

（寺子屋開催の申請）

第4条 第2条に基づき、寺子屋の開催を申請する者は以下の手続きを行うものとする。

- ① 寺子屋開催予定日の20日前までに、様式第1号により「森の寺子屋開催申請書」を富山県農林水産公社へFAX等により提出すること。
- ② 上記申請書を受理した富山県農林水産公社は、内容を審査のうえ適当と認められた場合は、申請者へその旨を報告し指導者を紹介するものとする。
- ③ 申請者は、寺子屋開催について紹介された指導者と適宜打合せを行うものとする。

（寺子屋開催に係る費用負担）

第5条 寺子屋開催に係る実費負担は、以下によるものとする。

- （1）指導者の派遣に要する費用は県が負担するものとする。
- （2）寺子屋開催に要する教材費、材料費は、予算の範囲内で県が負担するものとするが、不足した場合は費用の全部又は一部を申請者が負担するものとする。
- （3）その他の費用は全て申請者が負担するものとする。

（寺子屋開催後の手続き）

第6条 寺子屋終了後10日以内に、申請者は様式第2号により「森の寺子屋実績報告書」をFAX等で富山県農林水産公社へ提出すること。

（寺子屋開催の中止）

第7条 寺子屋の開催を申請後、申請者側の理由により、寺子屋の開催を中止する場合は、様式第3号により「森の寺子屋中止届」を富山県農林水産公社へFAX等により提出すること。

附則

（施行期日）

- この規定は、平成20年4月1日から施行する。
この規定は、平成26年4月1日から施行する。